

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十一号

平成二十六年

十一月二十八日

金曜日

目次

規則

○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十五号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表消費生活安全課の部四の款一の項中「第七条」を「第四条第二項」に、「不当景品及び不当表示に対する指示」を「事業者に対する資料の提出の要求」に改め、同款二の項中「第八条第一項」を「第六条」に、「公正取引委員会への措置要求」を「事業者に対する措置命令」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番